
上益城広域連合広域計画

(令和3年度～令和7年度)



(令和3年3月)

上益城広域連合



上益城広域連合ロゴマーク

上益城郡内が一つにまとまり、連携を組んで歩いていくことを基本として、円の中に関係町5町の特徴をあらわしています。

目 次

1. 広域計画の改定にあたり	1
(1) はじめに	
(2) 上益城地域の概要	
(3) 広域連合と関係町の役割	
(4) 広域計画の期間及び改定に関すること	
2. 広域計画の基本方針	3
3. 広域連合が処理する事務に関すること	
(1) 介護認定審査会の設置運営、要介護・要支援認定及び更新に関すること	4
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置運営に関すること	6
(3) 情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営に関すること	8
(4) 行政不服審査会の設置運営に関すること	9
(5) 一般廃棄物処理施設の設置に関すること	10
(6) 広域的な課題についての調査研究に関すること	11

資 料 編

(1) 上益城広域連合の沿革	13
(2) 上益城広域連合規約	14
(3) 関係町の概要	19
(4) 統計資料等	21

1. 広域計画の改定にあたり

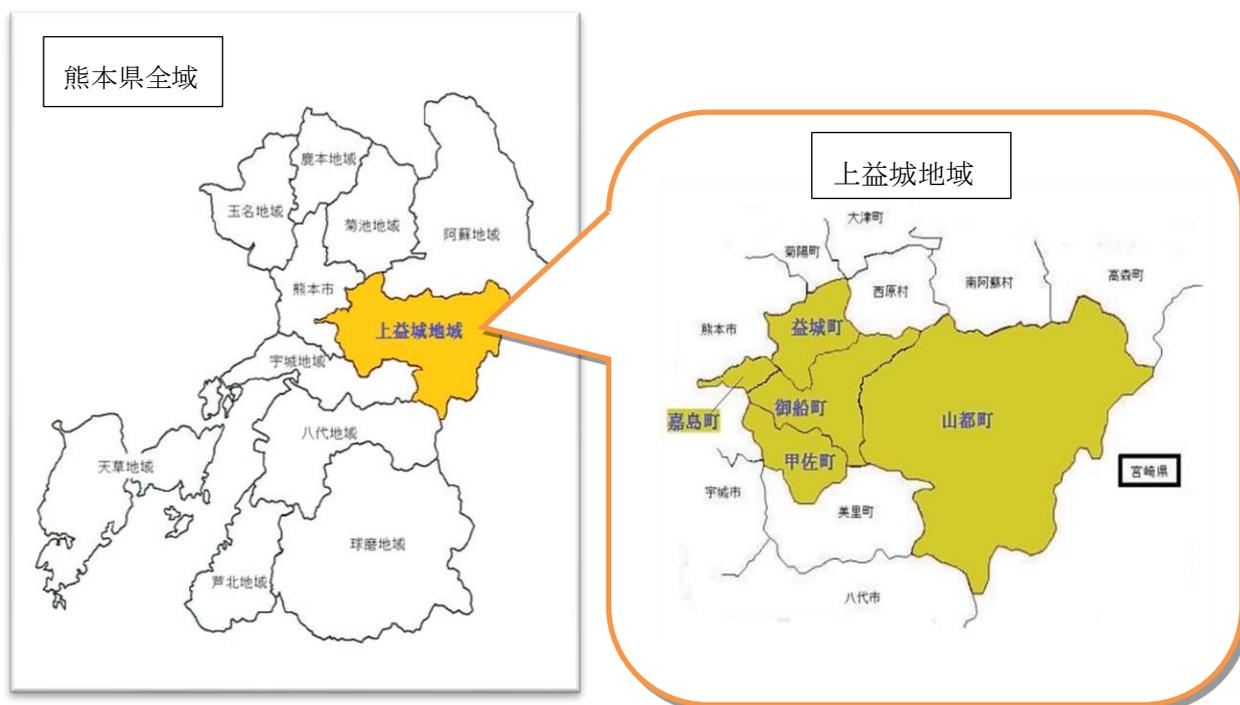
(1) はじめに

この上益城広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、上益城広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務の方針を示すものであり、広域連合及び御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町（以下「関係町」という。）が密接に連携し、広域連合の事務を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき策定するものである。

(2) 上益城地域の概要

上益城地域は、熊本県のほぼ中央に位置し、熊本市に隣接する平坦部から九州山地に接する山間部まで東西に広がった変化に富んだ地域である。その総面積は約784km²で、県全体の約10%を占めている。西部に位置する平坦部は、熊本市のベッドタウンとして人口が増えている地域で、商工業、農業ともに都市近郊型の産業構造となっている。東部に位置する山間部は、宮崎県に接しており、地形や気候を生かした高冷地野菜など、特色ある農業が盛んな地域である。

道路、交通体系では、北部に阿蘇くまもと空港があり、空の玄関口として国内の主要都市等と結ばれている。西部には九州自動車道のインターチェンジを有し、また、九州中央部を東西に結ぶ九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）も一部区間が開通しており、熊本市や九州各地との交通アクセスにも恵まれ、今後、産業、経済、文化の交流・発展を支える拠点として期待されている。



(3) 広域連合と関係町の役割

近年、上益城地域においても高度情報化や人口減少と少子・高齢化の進行、安全安心な社会生活基盤の整備や自然環境の保全などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化など大きく変化が見られている。

これらの変化に対応するため、関係町においては「まち・ひと・しごと創生法」による地方創生の推進や「熊本連携中枢都市圏」への参加など、新たな広域的施策も進められている。今後も本広域連合は、地方創生の流れを踏まえ、関係町の特性を活かし、相互に連携を図りながら、上益城地域の将来を見据えた一体的な振興・発展を目指す。

(4) 広域計画の期間及び改定に関すること

新たな広域計画の期間は、令和7年度までとし、5年間で単位に計画満了前に見直しを行うものとする。

ただし、事務の追加等、変更の必要が生じた場合は、議会の議決を経て改定するものとする。

計画の策定及び改定の状況

●平成13年3月策定	【計画期間】平成13年度から平成17年度まで
・平成14年3月一部改定	情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営に関する事務の追加
●平成18年3月改定	【計画期間】平成18年度から平成22年度まで 障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置運営に関する事務の追加
・平成21年3月一部改定	関係町職員の共同研修に関する事務の廃止
●平成23年3月改定	【計画期間】平成23年度から平成27年度まで
●平成28年3月改定	【計画期間】平成28年度から平成32年度まで 行政不服審査会の設置運営に関する事務の追加
・令和2年4月一部改定	一般廃棄物処理施設の設置に関する事務の追加
●令和3年3月改定	【計画期間】令和3年度から令和7年度まで

2. 広域計画の基本方針

上益城地域は、豊かな自然を守り育み、住み良い町づくりが今日まですすめられ、特色を生かし活力ある地域として、大きな発展を遂げてきた。

しかしながら、近年、人々の価値観・生活様式の変化や、道路交通網や通信網の整備の進展による住民の日常生活圏の拡大等を踏まえた場合、行政サービスの提供範囲も一町の区域だけでは住民生活の実態に合致しているとは言えなくなっており、今後予想される広域的な行政ニーズに即応し、且つ効率的な体制づくりが求められる。併せて地域性を考慮した細やかな行政サービスも進めていかなければならない。これらに応え、活力ある地域社会を構築するためには、広域行政の取組みがますます重要なものとなる。

このため、上益城広域連合規約第5条には、広域計画に掲げる項目として、具体的な事務事業項目を定めている。

広域計画は、広域連合や関係町が進めていくこれらの各項目について、その（1）経緯、（2）現状と課題を明らかにし、（3）今後の方針を明記することにより、本連合と関係町がその役割分担と事務処理を行う指針とするものである。

3. 広域連合が処理する事務に関すること

(1) 介護認定審査会の設置運営、要介護・要支援認定及び更新に関すること

① 経緯

介護保険は、介護を必要とする方を社会全体で支える制度で、市町村が保険者となって40歳以上の人の保険料と公費で運営する社会保障制度である。

介護保険において、要介護・要支援認定業務は制度の根幹を成すものであり、審査判定の公平性が必要であること、また、保健・医療・福祉の学識経験者等から構成される介護認定審査会委員の確保が町単位では困難であることなどから、本広域連合では設立当初から介護認定審査会の設置運営及び認定業務を行っている。

② 現状と課題

介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験者等からなる委員72名を委嘱し、8合議体（1合議体5名）で、公平かつ公正な審査判定を行い、要介護・要支援認定を行っている。

認定事務については、広域連合と関係町との間に専用通信回線による認定調査及び審査判定事務のデータ相互伝送システム「介護認定支援システム」を構築し、事務処理の効率化を図っている。

今後も、関係町と連携・協力を図りながら、引き続き適正な審査判定を行うため、審査会委員の研修会への参加や法改正及び判定基準の見直しに関する情報の共有など、更なるスキルの向上を通して、判定基準の平準化を図る必要がある。また、審査会の事務の効率化や状況に応じた開催方法についても検討が必要となっている。

③ 今後の方針

介護保険法に基づく事務のうち、要介護認定、要支援認定について、適正かつ迅速な審査判定を行うため、審査会委員・訪問調査員の県及び各関係機関が行う研修会等への積極的な参加を求めるとともに、介護認定審査会の適正な運営を図るため、引き続き関係町との連携を密にしていくものとする。

●要介護・要支援介護認定判定結果集計表

御船町

(単位:件)

	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年度	31	145	138	346	181	118	127	103	1,189
平成29年度	34	158	124	359	241	159	169	101	1,345
平成30年度	36	155	116	337	192	113	157	102	1,208
令和元年度	38	145	99	314	170	109	118	83	1,076

嘉島町

(単位:件)

	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年度	10	64	51	107	46	42	32	17	369
平成29年度	10	87	52	180	95	54	87	51	616
平成30年度	13	75	54	167	83	48	61	30	531
令和元年度	16	74	57	141	70	60	56	38	512

益城町

(単位:件)

	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年度	23	186	217	288	252	156	125	75	1,322
平成29年度	21	270	377	492	384	260	248	157	2,209
平成30年度	16	232	352	481	323	199	160	87	1,850
令和元年度	19	157	351	454	321	174	174	138	1,788

甲佐町

(単位:件)

	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年度	7	116	89	237	185	108	114	53	909
平成29年度	3	119	131	257	193	137	120	69	1,029
平成30年度	7	96	100	237	137	87	104	61	829
令和元年度	11	99	92	222	135	92	95	53	799

山都町

(単位:件)

	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年度	10	205	275	363	389	247	208	133	1,830
平成29年度	16	182	267	397	428	297	212	163	1,962
平成30年度	7	152	187	376	368	226	177	130	1,623
令和元年度	7	136	188	322	344	184	164	146	1,491

広域連合管内合計

(単位:件)

	非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成28年度	81	716	770	1,341	1,053	671	606	381	5,619
平成29年度	84	816	951	1,685	1,341	907	836	541	7,161
平成30年度	79	710	809	1,598	1,103	673	659	410	6,041
令和元年度	91	611	787	1,453	1,040	619	607	458	5,666

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置運営に関すること

① 経緯

平成18年4月からの障害者自立支援法施行に伴い、サービス利用者の障害程度区分の判定等を行う審査会の設置が必要となり、上益城地域では、審査会の設置について広域化による効果的な運営を図るため、本広域連合の処理する事務として「介護給付等の支給に関する審査会の設置運営に関する事務」を追加した。

その後、障害者自立支援法が平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に改正され、障害程度区分が障害支援区分へ改められ、調査項目なども変更された。

② 現状と課題

障害者総合支援審査会は、保健・医療・福祉に関する学識経験者等からなる委員12名を委嘱し、2合議体(1合議体5名)で、公平かつ公正な審査判定を行い、関係町はその判定結果に基づき障害支援区分認定を行っている。

今後も、関係町と連携・協力を図りながら、引き続き適正な審査判定を行うため、審査会委員の研修会への参加や法改正及び判定基準の見直しに関する情報の共有など、更なるスキルの向上を通して、判定基準の平準化を図る必要がある。また、審査会の事務の効率化や状況に応じた開催方法についても検討が必要となっている。

③ 今後の方針

障害者総合支援法に基づく事務のうち、障害支援区分について、適正かつ迅速な審査判定を行うため、審査会委員・訪問調査員の県及び各関係機関が行う研修会等への積極的な参加を求めるとともに、障害者総合支援審査会の適正な運営を図るため、引き続き関係町との連携を密にしていくものとする。

●障害支援区分判定結果集計表

御船町

(単位:件)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
平成 2 8 年度	0	1	3	4	3	2	7	20
平成 2 9 年度	0	1	8	4	11	7	6	37
平成 3 0 年度	0	0	5	6	3	5	14	33
令和元年度	0	1	4	8	6	3	10	32

嘉島町

(単位:件)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
平成 2 8 年度	0	0	1	0	0	1	1	3
平成 2 9 年度	0	0	0	4	4	0	6	14
平成 3 0 年度	0	0	1	0	4	3	3	11
令和元年度	0	0	0	1	1	2	1	5

益城町

(単位:件)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
平成 2 8 年度	0	0	3	6	8	4	11	32
平成 2 9 年度	0	0	3	4	4	7	22	40
平成 3 0 年度	0	0	6	7	12	17	13	55
令和元年度	0	2	8	3	6	6	9	34

甲佐町

(単位:件)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
平成 2 8 年度	0	3	6	2	1	8	6	26
平成 2 9 年度	0	0	4	6	7	5	8	30
平成 3 0 年度	0	0	1	4	4	5	14	28
令和元年度	0	2	4	2	2	8	8	26

山都町

(単位:件)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
平成 2 8 年度	0	1	3	4	5	9	11	33
平成 2 9 年度	0	2	5	8	5	17	16	53
平成 3 0 年度	0	1	10	10	7	12	17	57
令和元年度	0	1	4	9	5	9	11	39

広域連合管内合計

(単位:件)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
平成 2 8 年度	0	5	16	16	17	24	36	114
平成 2 9 年度	0	3	20	26	31	36	58	174
平成 3 0 年度	0	1	23	27	30	42	61	184
令和元年度	0	6	20	23	20	28	39	136

(3) 情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営に関すること

① 経緯

行政機関の保有する情報の公開に関する法律が平成12年から施行され、自治体において条例等の整備を行い情報公開及び個人情報保護に対応していくこととなった。

実施機関においては、開示決定等についての不服申立てがあった場合、第三者機関である審査会に諮問する必要があることから、上益城地域では、審査会の設置について広域化による効率的な運営を図るため、平成14年4月に本広域連合の処理する事務として「上益城情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営に関すること」を加え、上益城情報公開及び個人情報保護審査会を設置した。

② 現状と課題

上益城情報公開及び個人情報保護審査会は委員5名（任期2年）で構成され、関係町からの諮問に応じて開催している。また、本審査会設置以来、定期的に関係町の担当課長等と審査会委員との合同会議にて意見交換を行い、それぞれの情報公開制度の充実を図っている。

今後も、関係町から諮問があった場合にすばやく対応できる体制を維持し、適正な審査が行えるよう、事例研究等情報収集に努める必要がある。

③ 今後の方針

情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営に関する事務について、事務の効率化を図るとともに、法の趣旨に基づき、第三者機関としての審査会の適正な運営を引き続き図ることとする。

●審査件数

(単位：件)

	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	合計
平成28年度	1					1
平成29年度						0
平成30年度						0
令和元年度			1			1

(4) 行政不服審査会の設置運営に関すること

① 経緯

行政不服審査は、行政庁の違法又は不当な処分により侵害された国民の権利利益の救済を目的とする制度であり、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即した抜本的な見直しが行われ、平成26年6月に新しい行政不服審査法が公布され、平成28年4月から施行されている。

この法律の施行に伴い、行政機関が処分した案件等について審査請求があった場合、第三者機関である審査会に諮問する必要があることから、上益城地域では、審査会の設置について広域化による効率的な運営を図るため、平成28年4月に本広域連合の処理する事務として「上益城行政不服審査会の設置運営に関すること」を加え、上益城行政不服審査会を設置した。

② 現状と課題

上益城行政不服審査会は委員5名（任期2年）で構成され、関係町からの諮問に応じて開催しており、上益城情報公開及び個人情報保護審査会の委員が兼任している。また、本審査会設置以来、定期的に関係町の担当課長等と審査会委員との合同会議にて意見交換を行い、それぞれの行政不服審査法制度の充実を図っている。

今後も、関係町から諮問があった場合にすばやく対応できる体制を維持し、適正な審査が行えるよう、事例研究等情報収集に努める必要がある。

③ 今後の方針

行政不服審査会の設置運営に関する事務について、事務の効率化を図るとともに、法の趣旨に基づき、第三者機関としての審査会の適正な運営を引き続き図ることとする。

●審査件数

(単位：件)

	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	合計
平成28年度						0
平成29年度	2		6			8
平成30年度	1		4			5
令和元年度	1					1

(5) 一般廃棄物処理施設の設置に関すること

① 経緯

ごみ焼却施設は、平成元年4月から益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の「益城クリーンセンター」、平成2年4月から御船町甲佐町衛生施設組合の「御船甲佐クリーンセンター」及び「山都町小峰クリーンセンター」の供用を開始した。

し尿処理施設は、平成2年10月から御船地区衛生施設組合の「環境クリーンセンター」、平成6年3月から「山都町千滝クリーンハウス」の供用を開始している。

一般廃棄物最終処分場は、管内に稼働中の施設がないため、現在、焼却灰等は民間施設に委託し、再資源化、埋立てを行っている。

平成27年度には、益城、嘉島、西原、御船、甲佐、山都の6町村と3組合からなる「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」を設置し、「一般廃棄物広域処理基本計画」を策定した。

平成30年7月に、西原村が離脱し、上益城郡5町となった。

平成31年3月には、新たな一般廃棄物処理施設の設置主体を上益城広域連合とすることを決定し、令和2年度から本連合の処理する事務として「一般廃棄物処理施設の設置に関すること」を加え、本広域連合において一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。

② 現状と課題

上益城地域の一般廃棄物処理施設は、各施設とも更新時期を迎えていることから新たな施設の整備が必要であり、平成29年度に「熊本中央地域循環型社会形成推進地域計画」を策定している。

新たな施設の整備では、それぞれの施設の現状を考慮しながら、上益城地域全体を見据えた効率的な処理体制の確立を図ることを目的に、処理の効率化、広域化に取り組むこととしており、「古閑原、古閑迫地区（御船町大字上野）」を新たな処理施設建設地としている。

関係町の廃棄物処理行政の基本方針と調和を保ちながら、住民の生活基盤である環境への負荷を軽減する施策を実施することにより、上益城地域の循環型社会の形成を図る必要がある。

③ 今後の方針

今後は、老朽化が進んでいる3つの焼却施設と、2つのし尿処理施設をそれぞれ統合・整備することにより、上益城地域における一般廃棄物処理の効率化を図るものとする。

併せて、最終処分場については、民間委託により最終処分を行っているが、自区域内での適正処分体制の確保に向けて、新たな最終処分場の整備を進めていくこととする。

なお、熊本地震からの復旧復興事業の進展により、管内各町の財政状況は大変厳しくなっており、今後、熊本連携中枢都市圏等も含め、さらなる広域連携処理の推進についても検討・協議していくこととする。

(6) 広域的な課題についての調査研究に関すること

① 経緯

当広域連合は、平成11年4月に御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・矢部町・清和村の5町1村で構成する広域行政組織として組織され、その後の町村合併により現在は5町で構成している。

当広域連合が行う事務については、前述の(1)から(5)までに記載のとおり、その内容を拡大し、広域で事務を行うことの利点を活かした上益城地域の振興発展、行政サービスの維持向上に努めてきた。

② 現状と課題

少子高齢化の進行や市町村の厳しい行財政運営の中で、効率的な行政運営が一層求められており、また、地方分権型社会の実現に向け、市町村では自らの判断と責任において、地域づくりを進めるとともに、従来の市町村の枠を越えた取り組みも重要となっている。

このような中、めまぐるしく変わる社会経済情勢の中で、関係町の特性を生かしながら、上益城地域が一体的に発展をしていくため、新たに生じる諸問題について、柔軟かつ迅速に対応していく必要がある。

③ 今後の方針

今後も、関係町と連携を図りながら、当地域に潜在する広域的課題や、広域処理することにより簡素効率化が可能と考えられる業務について、調査研究を行っていくこととする。

資 料 編

- (1) 上益城広域連合の沿革
- (2) 上益城広域連合規約
- (3) 関係町の概要
- (4) 統計資料等

(1) 上益城広域連合の沿革

平成 7年	9月	自治体政策研究会を設立、広域行政の必要性について研究
8年	7月	上益城地域広域連絡調整会議を設置 (下部機関として、作業部会を設置)
10年	3月	報告書提出「上益城地域における広域連携方策について」 郡内町村長及び町村議会議長の合同会議において 「上益城広域連合」設立基本合意 第1～3回設立準備委員会
10年	12月	規約文の同文議決
11年	2月	設立許可(平成11年2月18日熊本県指令市町村24号)
11年	4月	「上益城広域連合」発足(5町1村) (御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・矢部町・清和村) <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険認定審査会の設置運営及び認定業務 ・町村職員共同研修 ・広域的な課題についての調査研究及び広域計画の策定
14年	4月	情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営に関する事務を追加
17年	2月	山都町誕生(上益城郡矢部町及び清和村、阿蘇郡蘇陽町が合併)
18年	4月	(障害者自立支援法)介護給付費等の支給に関する審査会の設置 運営に関する事務を追加 ※平成25年4月(障害者総合支援法)に改正され施行開始
21年	4月	町村職員共同研修事務を廃止
28年	4月	行政不服審査会の設置運営に関する事務を追加
令和 2年	4月	一般廃棄物処理施設の設置に関する事務を追加

(2) 上益城広域連合規約

(平成 11 年 2 月 18 日熊本県指令市町村第 24 号)

改正 平成 14 年 3 月 25 日 平成 15 年 3 月 31 日 平成 17 年 2 月 7 日
平成 18 年 2 月 3 日 平成 19 年 2 月 5 日 平成 21 年 1 月 19 日
平成 25 年 2 月 20 日 平成 27 年 1 月 22 日 平成 28 年 2 月 5 日
令和元年 10 月 31 日

第 1 章 総則

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、上益城広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町（以下「関係町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、関係町の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護認定審査会の設置運営並びに要介護認定、要支援認定及び更新等に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。
- (3) 上益城情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営に関すること。
- (4) 上益城行政不服審査会の設置運営に関すること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく一般廃棄物処理施設の設置に関すること。
- (6) 広域的な課題についての調査研究に関すること。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第 5 条 広域連合の作成する広域計画には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 広域計画の基本方針に関すること。
- (2) 広域連合と関係町の役割に関すること。
- (3) 介護認定審査会の設置運営並びに要介護認定、要支援認定及び更新等に関すること。
- (4) 介護給付費等の支給に関する審査会の設置運営に関すること。

- (5) 上益城情報公開及び個人情報保護審査会の設置運営に関すること。
- (6) 上益城行政不服審査会の設置運営に関すること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置に関すること。
- (8) 広域的な課題についての調査研究に関すること。
- (9) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、熊本県上益城郡嘉島町大字上島551番地に置く。

第2章 議会

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、10人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係町の議会の議員のうちから、関係町の議会において選挙する。

- 2 関係町において選挙すべき広域連合議員の定数は、それぞれ2人とする。
- 3 関係町の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。
- 4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係町の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

第3章 執行機関

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長4人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関等の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係町の長のうちから、関係町の長が投票により、これを選挙する。

- 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。
- 3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係町の長をもって充てる。
- 4 会計管理者は、広域連合長の属する関係町の会計管理者をもって充てる。
- 5 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

(広域連合の執行機関の任期)

第 1 3 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係町の長としての任期による。

(補助職員)

第 1 4 条 広域連合に、第 11 条に規定するもののほか、この広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第 1 5 条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係町の選挙権を有する者で、人格が高潔なものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員会の委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 1 6 条 広域連合に、監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

第 4 章 経費

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 1 7 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係町の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び県の支出金
 - (4) 地方債
 - (5) その他
- 2 前項第 1 号に規定する関係町の負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表に定めるところによる。

第 5 章 雑則

(規則への委任)

第 1 8 条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則 (平成 11 年 2 月 18 日熊本県指令市町村第 24 号)

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 25 日熊本県指令市町村第 11 号）

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日熊本県指令市町村第 38 号）

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 7 日熊本県指令市町村第 49 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

（経過措置）

2 別表（第 17 条関係）に規定する負担割合のうち、均等割については、平成 19 年 3 月 31 日まで、合併前の構成町村による算定とし、旧矢部町及び旧清和村については、山都町がこれを負担するものとする。

附 則（平成 18 年 2 月 3 日熊本県指令市町村第 46 号）

（施行期日）

1 この規約は、知事の許可の日から施行する。

（適用区分に関する経過措置）

2 上益城広域連合規約の一部を変更する規約（平成 17 年熊本県指令市町村第 49 号）附則第 2 項の規定は、改正後の上益城広域連合規約別表介護給付費等の支給に関する審査会設置運営費の項については、適用しない。

附 則（平成 19 年 2 月 5 日熊本県指令市町村第 36 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する関係町の収入役は、その任期中に限り、なお広域連合の収入役として在職するものとする。この場合においては、改正後の第 11 条及び第 12 条第 4 項の規定は適用せず、改正前の第 11 条及び第 13 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 21 年 1 月 19 日熊本県指令市町村第 42 号）

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 20 日熊本県指令市町村行第 30 号）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 22 日熊本県指令市町村行第 7 号）

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 5 日熊本県指令市町村第 5 号）

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 31 日熊本県指令市町村第 6 号）

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 17 条関係）

経 費 区 分	負 担 割 合
共通経費（議会費・総務管理費等）	均等割 50% 人口割 50%
介護認定審査会設置運営費及び要介護認定等に要する経費	均等割 25% 高齢者人口割 50% 認定審査件数割 25%
上益城情報公開及び個人情報保護審査会及び上益城行政不服審査会の設置運営に要する経費	均等割 50% 人口割 50%
調査研究費	均等割 50% 人口割 50%
介護給付費等の支給に関する審査会設置運営費	均等割 20% 区分審査件数割 80%
用地取得に要する経費	均等割 100%
一般廃棄物処理施設建設に要する経費（用地取得に要する経費を除く。）	関係町の人口、施設の利用度等を基準として関係町が協議して定める。

備考

- 1 人口割は、前年度の 10 月 1 日現在の住民基本台帳の人口による。
- 2 高齢者人口割は、前年度の 10 月 1 日現在の住民基本台帳の高齢者（65 歳以上）人口による（ただし、介護保険法による住所地特例者については、その措置を行った町の人口に含むものとする。）。
- 3 認定審査件数割は、前々年度の 10 月 1 日から前年度の 9 月 30 日までの認定審査件数実績による（ただし、平成 11 年度及び平成 12 年度の算定に用いる数値については、実績が把握できないため推計数値を用いる。）。
- 4 上益城情報公開及び個人情報保護審査会及び上益城行政不服審査会の設置運営に要する経費であって、関係町の実施機関の諮問に対する審査会の開催に係るものについては、当該関係町がその実費（諮問した実施機関の属する関係町が複数あるときは、それぞれの関係町が当該諮問の件数に応じて按分したもの）を負担するものとする。
- 5 区分審査件数割は、前々年度の審査件数実績による。（ただし、平成 18 年度及び平成 19 年度については、障害者基本法他関連法に基づく平成 17 年 10 月 31 日現在の居宅支援の対象者数による。）

(3) 関係町の概要

御船町

キャッチフレーズ 「みんながわくわくする御船町」



町の花：フジ 木：モッコク

御船町は、熊本市の南東に位置し、全国でも有数の恐竜博物館をはじめ、吉無田高原や水源、石橋群などの歴史と自然が融合する町です。

道路網では、御船インターチェンジ、小池高山インターチェンジに加え、平成30年度に上野吉無田インターチェンジが開通し、全国でも珍しい3つのインターチェンジがある「九州の大動脈」として注目されています。

現在、「日本一住みたい町」をテーマに、町民、企業、団体、行政が共に行動しながら、笑顔があふれるまちづくりを目指しています。

嘉島町

キャッチフレーズ 「清水湧き 心ふれあう 嘉島町」



町の花：コスモス 木：もくせい 鳥：ひばり

嘉島町は、熊本市の南部に位置し、熊本平野に属する平坦な水田地帯で、四方を御船川・緑川・矢形川・加勢川の大小河川に囲まれています。東部には湧水量15万トン（日量）を誇る湧水地「浮島」を始め、13箇所もの湧水スポットがあり、その水質の高さから「平成の名水百選」に選ばれたこともありました。

また、九州最大の広域農場設立や大型ニュータウン（ゆうすいの杜）の造成など、自然・歴史・文化・産業などの地域的な特性を最大限に活かしながら、「活力とうるおいに満ちた田園文化都市 一住んでよかった！水の郷 嘉島」を基本理念としたまちづくりを推進していきます。

益城町

キャッチフレーズ 「人集う、未来息づく、夢タウン」



町の花：梅の花 木：まき 鳥：うぐいす

益城町は熊本市中心部から車で20分ほどの都市圏にありながら、自然豊かで都市機能と自然が調和する暮らしやすい町です。熊本の空の玄関口である「阿蘇くまもと空港」、陸の玄関口である「益城熊本空港 I.C」などの交通拠点、さらには「グランメッセ熊本」や総合体育館、陸上競技場、益城町交流情報センターを一体的に整備した「益城町総合運動公園」などの交流拠点を有しています。

平成28年熊本地震では2度にわたる激しい地震により大きな被害が出ましたが、にぎわいのあるまちを再び創るため、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を将来像としてまちづくりを進めています。

甲佐町

キャッチフレーズ 「花と緑と鮎の町」



町の花：きく 木：きんもくせい

甲佐町は、熊本県のほぼ中央に位置する自然豊かな町です。町を貫流する緑川が古来より田畑を潤し、ひとやモノの交流に大きくかかわってきました。流域には、肥後国二之宮として信仰を集める甲佐神社や肥後藩主が愛した甲佐のアユを楽しめるやな場、清正公が切り開いた疎水「大井手川」など甲佐の歴史が今も息づいています。

また、アウトドアを楽しめるキャンプ場や自然公園、スポーツを楽しめる運動公園なども緑川に寄り添うように広がっており、子どもからお年寄りまで多くの人々が集う憩いの場ともなっています。

町では、緑川が育んできた、暮らしに息づく歴史を新たな地域資源として、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

山都町

キャッチフレーズ 「輝く！！ みんなでつくる「山の都」のものがたり」



町の花：カタクリ 木：もみじ 鳥：オオルリ

「九州のへそ」山都町は、阿蘇カルデラの南外輪山の南麓一帯と九州脊梁山地に囲まれた広大な町で、歴史や自然を満喫できる多くの素材に恵まれており、宿泊施設や物産館等も充実しています。基幹産業は農林業で、特に安心・安全な農産物を生産する環境保全型、地域循環型の農業に先進的に取り組んでいます。

町の一体感をさらに発展させるため、「山の都」を山都町の代名詞として掲げ、町民一人ひとりが、人・食・技に磨きをかけ、将来に継承することにより、それらを「山の都」のものがたりとして紡ぎあげていくことを目指します。

(4) 統計資料等

●面 積 (令和2年1月1日現在)

(単位：ha)

町名	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	計
総面積	9,903	1,665	6,568	5,793	54,467	78,396
割合	12.6%	2.1%	8.4%	7.4%	69.5%	100.0%

資料：固定資産税概要調書

●地目別面積 (令和2年1月1日現在)

(単位：ha)

町名 地目	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	計
田	1,175	742	1,151	827	2,642	6,537
畑	921	110	1,309	771	2,860	5,971
宅地	426	291	696	324	496	2,233
山林	1,249	15	1,063	2,646	7,747	12,720
原野	636	1	78	33	6,701	7,449
池沼	12	1	2	5	1	21
雑種地	163	46	440	181	271	1,101
その他	5,321	459	1,829	1,006	33,749	42,364
総面積	9,903	1,665	6,568	5,793	54,467	78,396

資料：固定資産税概要調書

●人口及び世帯数

■人口・世帯数 (令和2年10月1日現在)

(単位：人、世帯、人/km²)

町名 区分	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	計
人口総数	16,444	9,575	32,552	10,006	13,349	81,926
男	7,786	4,589	15,623	4,756	6,329	39,083
女	8,658	4,986	16,929	5,250	7,020	42,843
世帯数	6,397	3,627	11,808	3,752	5,401	30,985
人口密度	166.1	575.1	495.6	172.7	24.5	104.5

資料：熊本県推計人口調査

■国勢調査の人口の推移（当該年の10月1日現在）

（単位：人）

町名 年次	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	計
昭和60年	17,979	7,434	26,773	12,864	15,605 4,077	84,732
平成2年	17,952	7,295	28,492	12,459	14,374 3,869	84,441
平成7年	18,438	7,654	30,757	12,372	13,407 3,489	86,117
平成12年	18,532	8,145	32,160	12,012	12,386 3,279	86,514
平成17年	18,116	8,492	32,782	11,604	18,761	89,755
平成22年	17,888	8,676	32,676	11,181	16,981	87,402
平成27年	17,237	9,054	33,611	10,717	15,149	85,768
令和2年	令和2年10月1日の国勢調査の速報値が出てから記載					

※ 山都町の2段書は上段が旧矢部町、下段が旧清和村。

資料：国勢調査

■国勢調査の世帯数の推移（当該年の10月1日現在）

（単位：世帯）

町名 年次	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	山都町	計
昭和60年	4,870	1,911	7,254	3,429	4,268 1,051	22,783
平成2年	5,062	1,934	8,004	3,447	4,090 1,050	23,587
平成7年	5,504	2,131	9,122	3,569	3,995 1,014	25,335
平成12年	5,805	2,430	9,985	3,586	3,910 997	26,713
平成17年	6,018	2,760	10,549	3,643	6,160	29,130
平成22年	6,222	2,917	10,933	3,693	5,905	29,670
平成27年	6,317	3,170	11,477	3,710	5,594	30,268
令和2年	令和2年10月1日の国勢調査の速報値が出てから記載。					

※ 山都町の2段書は上段が旧矢部町、下段が旧清和村。

資料：国勢調査

●一部事務組合の設置状況（令和3年3月末現在）

名 称	処 理 す る 事 務	構 成 町
御船地区衛生施設組合	し尿処理及び浄化槽汚泥処理施設の設置及び管理運営	御船町・甲佐町・益城町・嘉島町
御船町甲佐町衛生施設組合	塵芥処理施設並びに火葬場の設置及び管理運営	御船町・甲佐町
益城、嘉島、西原環境衛生施設組合	ごみ処理施設並びに火葬場施設の設置及び管理運営	益城町・嘉島町・西原村
上益城消防組合	消 防	御船町・嘉島町・甲佐町・山都町

